

中小企業のための

新型インフルエンザ対策

～この冬を乗り越えるために～

- 新型インフルエンザ対策の基本は、一人ひとりが自覚をもって感染予防策を講じることですが、万一、自分が感染した場合、**他人に絶対に「うつさない」**ことが重要です。
- 中小企業においては、**同時期に複数の感染者の発生を防止し**、業務に支障を生じさせないことが大切です。
- 本資料は、現在流行している新型インフルエンザの状況を周知し、この冬を乗り越えるために必要な知識を分かりやすくまとめたものです。
- 平成21年9月25日現在の情報をもとに作成しています。最新情報は公的機関（厚生労働省、国立感染症研究所、東京都など）のホームページ等でご確認ください。

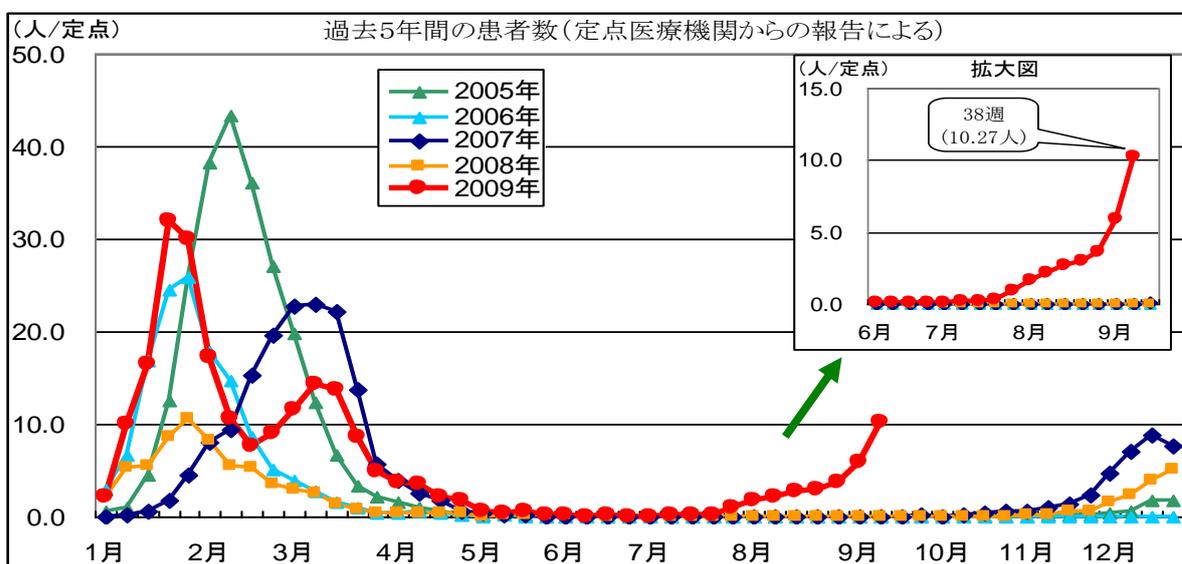
平成21年10月

東 京 商 工 会 議 所

1 新型インフルエンザの発生状況

- (1) 平成 21 年 4 月、メキシコで発生した新型インフルエンザは、瞬く間に世界的規模で流行し、WHO（世界保健機構）によれば、30 万以上が感染し、3,486 人の死亡が報告されています。
- (2) 日本では、5 月 16 日に初めての感染者が確認され、その後感染者は増加し続け、本格的な流行が始まっている状況です。秋から冬にかけては、例年、季節性インフルエンザが流行しており、新型と併せてさらなる感染の拡大が懸念されています。
- (3) 都内でも例年患者数がほとんどない 8 月から患者が急増し、9 月 25 日に「インフルエンザ流行注意報¹⁾」が発令されました。

グラフ：インフルエンザ患者報告数（東京都／定点あたり患者報告数）



- (4) 新型インフルエンザ患者の症状をみると、発熱、咳、咽頭痛、鼻水・鼻づまりなどになっており、季節性インフルエンザとほぼ同様です。一方で季節性インフルエンザではほとんど重症化しない、若年層や 20～50 代の成人も重症化する例があり、呼吸が苦しい・意識が朦朧としているときは、至急入院設備のある医療機関の受診が必要です。

症状	発症率(%)
熱	98.7
咳	72.1
鼻水・鼻づまり	34.1
咽頭痛	45.0
筋肉痛・関節痛	21.0
全身倦怠感	23.6
嘔吐	3.9
下痢	3.9

表：東京都における新型インフルエンザの症状（7月23日までの情報）

1) インフルエンザの保健所別患者報告数が 10 人/定点を超えた保健所の管内人口の合計が、東京都全体の 30%を超えた場合に発令されます。この注意報が出た場合、4 週間以内に大きな流行が発生する可能性があります。

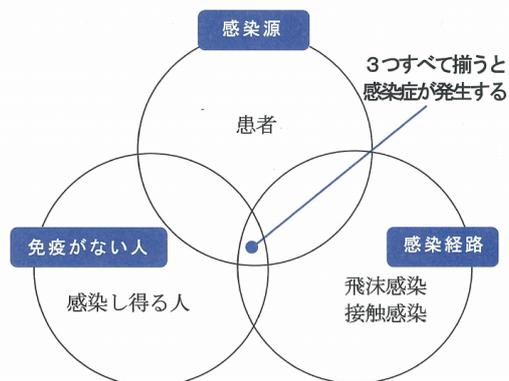
2 新型インフルエンザの特徴と感染防止策

(1) 人がインフルエンザに感染するには、

- ①感染源（病原体の存在）
- ②感染経路（飛沫感染、接触感染）
- ③免疫がない人（感染し得る人）

の三つの条件が必要です。

逆に、一つでも阻止すれば、感染を防ぐことができます。



(2) 感染予防の基本は、まずは自らの生命と健康を守る「自助」、他人に感染させない「共助」、予防策の周知等の「公助」が重要です。

(3) 今回発生した新型インフルエンザの患者の多くは、現状では軽症で回復していますが、妊婦や小児、基礎疾患を有する患者（喘息などの慢性呼吸器疾患、心疾患、糖尿病、免疫不全など）で、重症化する例や死亡例が報告されています。また前述の基礎的疾患等がない場合にも死亡例があります。

(4) 潜伏期間は1日から7日、感染期間²⁾は発症1日前から、発症後7日程度までと考えられています。症状は、発熱、頭痛、咳、咽頭痛、鼻水、筋肉痛などで、嘔吐や下痢などの消化器症状が見られる場合もあります。

(5) 新型インフルエンザの治療には、抗インフルエンザ薬（タミフル・リレンザ）が有効であり、発病48時間以内に投与を開始すると効果が高いといわれています。

(6) 新型インフルエンザの主な感染経路は、飛沫感染（くしゃみや咳による唾液や鼻水の細かい粒を吸い込むことによる感染）と接触感染（汚染された手で鼻や目、口を触ることによる感染）と考えられています。また、空気感染が起きる可能性は低いといわれています。



(7) 日常生活の中で実施できる感染予防策は、次のとおりです。

- ① 人と人との距離(2m以上)の保持
- ② 石鹸や消毒液での手洗いの励行
- ③ 咳エチケット（マスクの着用等）³⁾
- ④ 手指が触れる場所の清掃・消毒
- ⑤ 通常のインフルエンザワクチン接種

（通常のインフルエンザの重症化リスクの低減、医療機関の混雑緩和などのため）

2) 感染者が他の人に感染させる可能性がある期間

3) 咳等の症状のある方から、他の人への感染を防止するために実施する必要があります。

（咳エチケットの心得3か条）

- ① 咳やくしゃみなどの症状がある時は、マスクを着用する。
- ② 咳やくしゃみをする時は、口と鼻をティッシュなどで覆う。
- ③ 咳やくしゃみをする時は、周りの人から顔をそむける。

3 事業所での感染拡大を防ごう

- (1) 従業員に発熱や咳などの新型インフルエンザ様症状がみられたら、早期に医療機関を受診させ、出勤停止の徹底を図ることで、職場内での感染拡大リスクを低減できます。このため、次の取組を実施しましょう。

- ① 国や東京都等からの情報が迅速に収集できるよう、ホームページや問合せ先を事前に確認の上、収集した情報のうち共有が必要なものについて速やかに全従業員へ周知する。
- ② 従業員や取引先、所轄の保健所、産業医等の連絡先を整理し、情報を共有する。連絡先リストを事業所内に掲示するのも有効。
- ③ 急な発熱や咳などインフルエンザ様の症状が出た従業員に対しては、出勤をさせず、速やかに医療機関での受診を指示する。この際、出勤前、執務中など状況に応じた対策を予め決めておく。医師の診断によりインフルエンザへの感染が確認された場合、解熱後2日間は復職させない。
- ④ 従業員の家族の感染を理由に、当該従業員をただちに出勤停止とする必要はない。まずは看護後の手洗いや出来る限り患者と別室で過ごす等、家庭での感染予防を基本に、毎日の検温など体調管理に留意するよう周知することは有効と考えられる。
- ⑤ 事務所内のキーパーソンが感染した場合に備え、業務の代行者をあらかじめ決めておく。集団感染が発生すると、周りのある程度状況がわかっている人も一緒に出勤停止になるので、特に注意する。さらに、業務の引継ぎ書・マニュアル類の整備も有効である。
- ⑥ 玄関・出入口など見やすい場所に、「手洗い・咳エチケットの励行」や「感染予防」のポスターを掲示する。
- ⑦ 洗面所の清掃をこまめに行い、石鹸を切らさないようにする（必要に応じ出入口や洗面所のない場所などに、速乾性アルコール性消毒薬等を設置することも有効）。

- (2) 受診にあたっての留意事項や医療機関の案内等は、「新型インフルエンザ相談センター」で行っています。

【一般の方】

受診の際は医療機関に事前に電話等で連絡し、受診方法等について指示を受け、マスク着用のうえ受診します。

【慢性呼吸器疾患や心疾患などの基礎疾患や妊娠している方】

かかりつけの医師に事前に電話等で連絡し、受診方法等を確認してから受診します。

【新型インフルエンザ相談センター】

平日（9:00～17:00）インフルエンザ 最寄りの保健所
休日夜間 0570-03-1203（PHS・IPは 03-5977-5638）

- (3) 今回流行している新型インフルエンザの病原性が変異する可能性や、強毒性と目される鳥インフルエンザの発生を想定し、事前に事業継続計画（BCP）を基本的なものだけでもよいので用意しておくことをお勧めします。

BCPの策定にあたっては、当会議所が平成20年10月に作成した「新型インフルエンザ対策ガイドライン」、また事業継続推進機構と共に作成した東京版「中小企業BCPステップアップ・ガイド」を参考としてください。

中小企業のための新型インフルエンザ対策

発行：平成21年10月8日 東京商工会議所 地域振興部
〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-2-2 電話 03-3283-7658

本資料の著作権は東京商工会議所に帰属します。
なお、非営利活動における配布・使用は自由です。営利活動での使用は禁止します。